

令和5年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

- 1 選定した特定の事件 「情報システムに係る事務及び財務の執行について－DX（デジタル改革）推進に伴う事務の整備・運用状況を見据えて－」
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項に規定する監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び地方自治法第252条の38第2項に規定する「意見」に対する措置 次の表のとおり

なお、区分の欄に記載する記号の意味は、「①＝措置を講じたもの」、「②＝措置を講じていないもの」となっています。
「②」については、措置を講じた後に、改めて報告します。

ページ数	監査の結果及び意見（項目）	区分	措置内容又は進捗状況等
総論1 (P17、35)	意見 情報セキュリティポリシーの公開について	①	(情報政策課) 情報セキュリティ対策基準は、公にするとサイバー攻撃を受けるリスクがあるため、基本方針部分のみ公開することとした。
総論2 (P18、35、36)	指摘 開発元サポート期間が終了したOSについて		(財政課) (市民サービス課) (豊田中央病院) (環境施設課（奥山工場を含む。)) (菊川総合支所 建設農林課) (豊北総合支所 市民生活課) (議事課) (教育研修課) (下関市立考古博物館) (中央図書館)

			<p>(下関市立歴史博物館) (下関商業高等学校) (消防局 総務課/予防課/情報指令課) (上下水道局 浄水課) ※それぞれの個別事案において記載。</p>
<p>総論 3 (P18、36-46)</p>	<p>意見 職員の情報セキュリティに関する研修について</p>	①	<p>(情報政策課) 一定の基準を設け、より多くの職員へ情報セキュリティ研修への参加を促すこととした。</p>
<p>総論 4 (P18、19、46、47)</p>	<p>意見 情報政策課による情報セキュリティ監査について</p>	①	<p>(情報政策課) 現在の予算・人員配置状況で外部監査の実施及び監査対象数を増やすことは困難であるため、現状維持とした。</p>
<p>総論 5 (P19、47)</p>	<p>意見 情報セキュリティ監査の選定について</p>	①	<p>(情報政策課) 今回の監査のフォローアップの内容やインシデント等の発生頻度と内容を考慮し、決定することとした。</p>
<p>総論 6 (P19、47)</p>	<p>意見 情報セキュリティ監査において指摘された事項について</p>	①	<p>(情報政策課) 情報セキュリティ監査において指摘された事項について各課に情報提供を行い、同様又は類似の事案がないか点検の実施及び自主的な改善を促すこととする。</p>
<p>総論 7 (P19、47、48)</p>	<p>意見 情報セキュリティ監査結果の公開について</p>	①	<p>(情報政策課) 情報セキュリティ監査の結果には情報システム等の脆弱性に関する情報が含まれており、広く公開することはセキュリティリスクの増大が懸念されるため非公開とする。</p>

<p>総論 8 (P20、48)</p> <p>意見 インターネット系パソコンの配備について</p>	<p>①</p> <p>(情報政策課) インターネット系パソコンを複数配備している課については適宜配備台数の見直しを行い、配置換えや撤去を行い最低限必要な台数を確保するよう努めていくこととする。</p>
<p>個別事案 1 (P21、51)</p> <p>意見 私有物のパソコン、モバイル端末の業務使用について</p>	<p>①</p> <p>(広報戦略課) 今回ご意見をいただいたことを受け、課内における私有物のパソコンの利用は現在行っていない。今後、必要が生じた場合には、パソコンの追加設置等について情報政策課と協議することとした。</p>
<p>個別事案 2 (P21、52、53)</p> <p>指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて</p>	<p>(教育研修課) 教育委員会から回答</p>
<p>個別事案 3 (P21、53)</p> <p>指摘 機密性の高いファイルについて</p>	<p>(教育研修課) 教育委員会から回答</p>
<p>個別事案 4 (P22、53)</p> <p>指摘 ウィルス対策ソフトの導入について</p>	<p>(教育研修課) 教育委員会から回答</p>
<p>個別事案 5 (P22、53)</p> <p>意見 原課調達パソコンの使用目的、有効性について</p>	<p>(教育研修課) 教育委員会から回答</p>

個別事案 6 (P22、23、53)	指摘 電子黒板の備品管理について		(学校支援課) 教育委員会から回答
個別事案 2 (P23、54)	指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて		(下関市立歴史博物館) 教育委員会から回答
個別事案 7 (P23、54)	意見 情報検索サービス(下関市立歴史博物館アーカイブス導入)の有効性について		(下関市立歴史博物館) 教育委員会から回答
個別事案 8 (P23、24、55)	意見 機器の保守管理の随意契約について		(下関市立歴史博物館) 教育委員会から回答
個別事案 2 (P24、56)	指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて		(下関市立考古博物館) 教育委員会から回答
個別事案 4 (P24、56)	指摘 ウイルス対策ソフトの導入について		(下関市立考古博物館) 教育委員会から回答
個別事案 9 (P24、56)	指摘 電子機器の備品管理について		(下関市立考古博物館) 教育委員会から回答

<p>個別事案 1 0 (P24、25、56、57)</p>	<p>意見 ホームページの保守の随意契約について</p>	<p>(下関市立考古博物館) 教育委員会から回答</p>
<p>個別事案 2 (P25、57、58)</p>	<p>指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて</p>	<p>(環境施設課 (奥山工場を含む。))</p> <p>① 指摘されたOSは、廃棄物処理設備専用のシステムを扱う端末のOSであり、システム及び施設設備が一体的に構成されている。OSの更新を検討したところ、システムを含む施設設備全体の更新が必要となり、多額の経費がかかることが判明した。そのため、下関市行政情報セキュリティポリシー第7.4(1)に定める情報セキュリティ関係規定の遵守事項とは異なる方法を採用する合理的な理由であると考え、以下のセキュリティリスク最小化への対応運用を定め、CISO及び統括情報セキュリティ責任者補佐官に例外措置の許可申請を行い、開発元のサポート期間が終了したソフトウェアを継続して使用する許可を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該システムは、インターネット等の外部ネットワークには接続しない運用を行うこととする。 ・端末は、施設内部の施錠可能な場所に設置し、環境施設課職員及び運転管理委託業者が操作を行う。 ・当該システム保守業者が点検を行う際には、環境施設課職員又は運転管理委託業者が立ち会う。 ・端末の設置場所への入室は、常駐する運転管理委託業者の作業者は名簿により特定することとし、それ以外の作業員等は入退室管理簿により入退室管理を行う。 ・端末への記憶媒体の接続は、持込方法を遵守し、保守点検等に必要の場合のみとする。なお、使用した記録媒体は、3S等の庁内ネットワーク機器には接続しない。

			<p>なお、今後については、長寿命化総合計画等に基づいた廃棄物処理施設全体の更新時に、システムを含めた設備更新を行うことにより、例外措置運用を解消することとした。</p> <p>(廃棄物対策課) 指摘されたパソコンについて、下関市行政情報セキュリティポリシーに則り、令和6年3月に最新OS (Windows11) 及び最新セキュリティソフトを導入し対応した。</p>
個別事案1 1 (P25、58)	意見 NAS (ネットワークHDD) の更新時期	①	(環境施設課 (奥山工場を含む。)) 令和7年度に更新することとした。
個別事案2 (P25、59)	指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて		(中央図書館) 教育委員会から回答
個別事案1 2 (P25、26、60)	意見 図書館システムで更新の切れた登録証		(中央図書館) 教育委員会から回答
個別事案2 (P26、60、61)	指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて	①	(議事課) 該当OSにつきましては、令和6年1月18日に備品返納書を作成し、承認を受けた後、情報セキュリティ対策基準に基づき廃棄処分を行った。
個別事案1 3 (P26、61)	指摘 サーバーの外部記録媒体であるSDカードについて	①	(議事課) 今回のご指摘を受け、管理台帳を作成し、管理することとした。

<p>個別事案 2 (P26、62)</p>	<p>指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて</p>	<p>②</p>	<p>(菊川総合支所 建設農林課) 指摘された OS は、農業集落排水監視システムを扱う端末の OS であり、令和 6 年度中の更新に向けて進めてきましたが、OS 更新の検証をシステム製造メーカーで行ったところ、動作不良が発生しシステム全体の更新が必要となり、多額の費用がかかることが判明したため、対応を検討している。</p>
<p>個別事案 1 4 (P26、27、64)</p>	<p>指摘 使用中止している古いパソコンについて</p>	<p>①</p>	<p>(豊浦総合支所 建設農林水産課) ご指摘の、使用が終了していたパソコン(「旧道路台帳システム」と記載されたデスクトップパソコン)につきましては、本庁道路河川管理課へ返却し、道路河川管理課が令和 6 年 3 月に情報セキュリティ対策基準に基づき、まとめて廃棄処分を行った。</p>
<p>個別事案 2 (P27、66)</p>	<p>指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて</p>	<p>①</p>	<p>(豊北総合支所 市民生活課) 該当OSにつきましては、令和 6 年 3 月 11 日に備品返納書を作成し、承認を受けた後、情報セキュリティ対策基準に基づき廃棄処分を行った。</p>
<p>個別事案 1 4 (P27、68)</p>	<p>指摘 使用中止している古いパソコンについて</p>	<p>①</p>	<p>(豊田総合支所 市民生活課、建設農林課) ご指摘いただいた該当パソコンにつきましては、市民生活課所有のデスクトップパソコン(1台)は令和 6 年 10 月 7 日に、建設農林課所有のパソコンは令和 6 年 10 月 10 日に、備品返納書を作成し、承認を受けた後、情報セキュリティ対策基準に基づき廃棄処分を行った。</p>
<p>個別事案 2 (P27、69)</p>	<p>指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて</p>		<p>(下関商業高等学校) 教育委員会から回答</p>

個別事案 1 5 (P27、28、69)	意見 フロッピーディスクの利用について		(下関商業高等学校) 教育委員会から回答
個別事案 1 6 (P28、69、70)	指摘 インターネット系パソコンの I D 及びパスワード管理とワイヤーロックについて		(下関商業高等学校) 教育委員会から回答
個別事案 1 7 (P28、70)	指摘 私有物と思われるデスクトップパソコン等の持込みについて		(下関商業高等学校) 教育委員会から回答
個別事案 1 8 (P28、29、70)	意見 電子黒板の利用の有効性について		(下関商業高等学校) 教育委員会から回答
個別事案 1 9 (P29、70)	意見 電子機器等のリース契約について		(下関商業高等学校) 教育委員会から回答
個別事案 2 0 (P29、71)	意見 独自の H P (ホームページ) のセキュリティの向上について		(下関商業高等学校) 教育委員会から回答

個別事案 1 8 (P29、73)	意見 電子黒板の利用の有効性について		(学校支援課) 教育委員会から回答
個別事案 2 1 (P30、73)	指摘 執務室内のパソコンのワイヤーロックについて	①	(ボートレース事業課) 今回のご指摘を受け、ワイヤーロックをしていないパソコンについて、ワイヤーロックを施した。
個別事案 2 2 (P30、74)	意見 ウェブサイト構築等について	②	(ボートレース事業課) 今後ウェブサイトを構築する際は、情報政策課職員など、知識・経験を有する者が関与するよう検討することとする。
個別事案 2 (P30、74、75)	指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて	①	(市民サービス課) 該当パソコンの使用を中止し、OSサポートが確保されたパソコンを令和6年12月1日に調達した。なお、該当パソコンにつきましては、市民サービス課、各支所及び各総合支所市民生活課において、備品返納書を作成し、承認された後、情報セキュリティ対策基準に基づき廃棄処分を行った。
個別事案 2 3 (P30、75)	意見 USBメモリー等受払簿の様式(外部記録媒体管理台帳)について	①	(市民サービス課) 今回のご意見を受け、3Sネットワークシステム情報セキュリティ実施手順の規定に従い、外部記録媒体等持出持込管理簿(様式第8号)を整備し、管理することとした。
個別事案 2 (P30、76、77)	指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて	①	(消防局 総務課、予防課、情報指令課) 令和5年10月31日に備品返納し、情報セキュリティ対策基準に基づき廃棄処分を行った。

<p>個別事案 2 4 (P31、77)</p>	<p>意見 タブレットパソコンの購入について</p>	<p>①</p>	<p>(消防局 総務課、予防課、情報指令課) 予防課において、タブレットパソコンの活用状況及び使用時における意見を聴取し、各現場において必要とされる機器を調達するよう、次期更新時に向け調査を行うこととした。</p>
<p>個別事案 2 5 (P31、78、79)</p>	<p>意見 再委託の合理性の検討について</p>	<p>①</p>	<p>(港湾局 施設課) 今回のご意見は、プロポーサル方式により業務委託を行った事案であるが、今後同様な業務を委託する際には以下について徹底するよう措置した。 1 委託先の選定の段階で、再委託の有無と再委託する場合の内容（重要性）及び割合を確認することとした。 2 本契約締結後に、受注者より「再委託承認願い」が提出された際には、再度、内容（重要性）及び割合を確認し、妥当性を判断することとした。</p>
<p>個別事案 2 (P31、80)</p>	<p>指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて</p>	<p>②</p>	<p>(財政課) 該当するパソコンについて、令和6年度中の処分を予定している。</p>
<p>個別事案 1 1 (P32、80)</p>	<p>意見 NAS（ネットワークHDD）の更新時期</p>	<p>①</p>	<p>(財政課) 令和6年5月に新しい機器に更新し、バックアップ体制も構築した。</p>
<p>個別事案 2 6 (P32、81)</p>	<p>意見 システムの調達時の競争入札について</p>	<p>①</p>	<p>(納税課) 競争原理が適切に機能するための工夫として、今後のシステムの調達において入札の辞退が生じた場合には、辞退した業者から理由を聴取し、より多くの開発事業者が入札に参加しやすい環境・条件を整えることとした。</p>
<p>個別事案 2 7 (P32、81)</p>	<p>意見</p>	<p>①</p>	<p>(納税課) システム調達業者に保守を委託することで、障害が発</p>

	システムの保守についての随意契約		<p>生じた場合には速やかに問題を発見し、かつ、解決することが可能で、業務への影響を最小限にとどめることができる。また、費用面に関しても、システムに精通した導入元による保守である方が、費用を低く抑えられるメリットがある。以上の点から、当該システムの保守は当該システムに精通した調達業者が最も好ましいと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約にて実施しているところである。</p> <p>一方、業者がシステム調達を安価に実施し、その後の保守契約により多く利益を確保する懸念に対しては、毎年予算編成時期に参考見積書の提出を受ける等、設定価格が妥当であることを確認することで、業者が不当に利益を確保することにならないよう対応している。</p>
個別事案2 (P33、86)	<p>指摘</p> <p>開発元のサポート期間が終了したOSについて</p>	①	<p>(豊田中央病院)</p> <p>該当パソコンの使用を中止し、OSサポートが確保されたパソコンを令和6年7月8日に調達したため、現在はサポート終了のOSは使用していない。なお、該当パソコンについては、令和6年7月8日に情報セキュリティ対策基準に基づき廃棄処分を行った。</p>
個別事案20 (P33、86)	<p>意見</p> <p>独自のHP（ホームページ）のセキュリティの向上について</p>	①	<p>(豊田中央病院)</p> <p>情報政策課で管理されているインターネット公開サーバを使用していたため、HTTPS化の交渉を行ってきたが、令和7年9月30日までにインターネット公開サーバが廃止されることが判明したため、令和7年度に予算化してHTTPS化の対応を行うこととした。</p>

<p>個別事案 2 8 (P33、87)</p>	<p>指摘 ネットワーク接続機器等管理台帳の更新について</p>	<p>①</p>	<p>(豊田中央病院) 既に入替済みのパソコンについて、台帳から削除できていなかった。今回の指摘を受け、現在は端末更新等を行うごとに、情報システム担当者が管理台帳を更新し、システム管理者が確認というダブルチェック体制を徹底することとした。</p>
<p>個別事案 2 9 (P33、87)</p>	<p>意見 電子カルテ（システム）の導入の入札について</p>	<p>①</p>	<p>(豊田中央病院) 今回の意見を受け、今後はプロポーザル方式により、広く事業者から電子カルテシステム導入に係る企画提案を募集し、また、導入コスト面に関する検討も十分に行うこととした。</p>
<p>個別事案 3 0 (P33、34、87)</p>	<p>意見 原課調達のパソコン購入資料</p>	<p>①</p>	<p>(豊田中央病院) 今後は原課調達のパソコンを購入した場合、当該情報端末運用中は購入資料を保管するよう徹底することとした。</p>
<p>個別事案 3 1 (P34、87)</p>	<p>指摘 SNS（Facebook）の運用ポリシーについて</p>	<p>①</p>	<p>(豊田中央病院) 今回の指摘を受け、SNS（Facebook）の運用ポリシーの内容を病院HPに掲載し、公開した。</p>
<p>個別事案 2 (P34、89)</p>	<p>指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて</p>	<p>①</p>	<p>(上下水道局 浄水課) 本指摘事項の対応には、システム全体の更新・機能増設が必須であり多額の費用が必要になる。また、当該システムは令和11年度に更新予定となっていることから、それまでの間は、セキュリティポリシーに沿った媒体管理等、セキュリティポリシーを遵守し、セキュリティリスクを最小化する措置を講じることとし、下関市情報セキュリティポリシーに定める例外措置として、令和6年9月10日に最高情報セキュリティ責任者の許可を得た。</p>

			今後については、システム等の更新時期に併せ、例外措置の事由を解消することとした。
--	--	--	--